

鳥取縣公報

告示

昭和十六年十月七日
第千二百七十四號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣告示第七百九十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 資生堂チエインストア協和會

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内資生堂チエインストア

三 統制令第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年十月七日

第千二百七十四號

一

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00256

品名	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
竹製家庭洗濯器	一打 二、五〇圓	一箇 二、二五圓
卸賣業者最高販賣價格ハ小賣店持込價格トス		
(ロ) 實施ノ日	昭和十六年十月七日	

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第七百九十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル半改良塩鱈ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月七日

北洋産半改良塩鱈最高販賣價格

鳥取縣知事 八 田 三 郎

卸賣業者最高販賣價格

一六、八六〇圓

小賣業者最高販賣價格

二、〇六〇

尾賣

一貫當

切身賣一切

二〇匁當

〇、〇五五

00257

◇鳥取縣告示第七百九十五號

鳥取縣青果物配給統制委員會規程左ノ通定ム

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣青果物配給統制委員會規程

第一條 青果物ノ配給ニ關スル事項ヲ審議スル爲青果物配給統制委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ設置ス

第二條 委員會ハ左ノ事項ヲ審議ス

(イ) 青果物配給統制規則第四條第二項及第六條第二項ノ出荷計畫ニ關スル事項

(ロ) 青果物ノ荷受及配給計畫ニ關スル事項

(ハ) 其ノ他青果物配給統制ニ關スル事項

第三條 委員會ハ會長一名及委員若干名ヲ以テ組織ス、但シ特ニ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命シ又ハ

委嘱ス

(イ) 縣關係官

- (ロ) 縣農會關係者
- (ハ) 郡市農會長
- (ニ) 其ノ他出荷關係者
- (ホ) 市場關係者
- (ヘ) 鐵道局關係官
- (ト) 其ノ他輸送關係者
- (チ) 學識經驗アル者

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ幹事及書記ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス、幹

事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ掌理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00258

◇鳥取縣告示第七百九十六號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ
昭和十六年十月七日

- 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 氣高郡湖山村
- 一 埋立ノ場所 氣高郡湖山村字西代地先湖山池公有水面
- 一 埋立ノ面積 五反九畝二十四步
- 一 埋立ノ目的 田地造成
- 一 免許年月日 昭和十六年十月七日
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手シ昭和十八年六月三十日迄ニ竣功

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第七百九十七號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ
昭和十六年十月七日

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	六八	昭和十六年九月二十四日返納	西伯郡上道村役場	助役	足立正吉
	一〇五	昭和十六年九月二十四日交付	同	書記補	門田喜久江

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第七百九十八號

00259

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ
昭和十六年十月七日

- 一 建築主ノ住所氏名 米子市長 西 尾 常 彦 鳥取縣知事 八 田 三 郎
- 一 建築物建築場所 米子市西町六十六番地
- 一 建築物ノ用途 倉庫及板塀
- 一 建物ノ構造種別 木造屋根瓦葺平家建
- 一 建築物ノ面積 建築面積 四五、〇七平方米
- 一 突出セル部分 同
- 一 命令事項
 - 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
 - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
 - 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
 - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◇鳥取縣告示第七百九十九號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ
昭和十六年十月七日

- 一 建築主住所氏名 鳥取市片原町二丁目三六番地 鳥取縣知事 八 田 三 郎
- 一 建築物ノ所在地 鳥取市若櫻町三九ノ一、三九ノ二番地 山 本 鐵 太 郎

- 一 建築物ノ用途 店舗
- 一 構造種別及棟數 木造瓦葺二階建二棟
- 一 建築物ノ面積 建築面積 五三、六八平方米
突出セル部分 一九、五〇平方米
- 一 命令事項

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期限内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第八百號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定ス

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事

入田三郎

申請人ノ住所氏名 鳥取市吉方五〇六番地ノ一

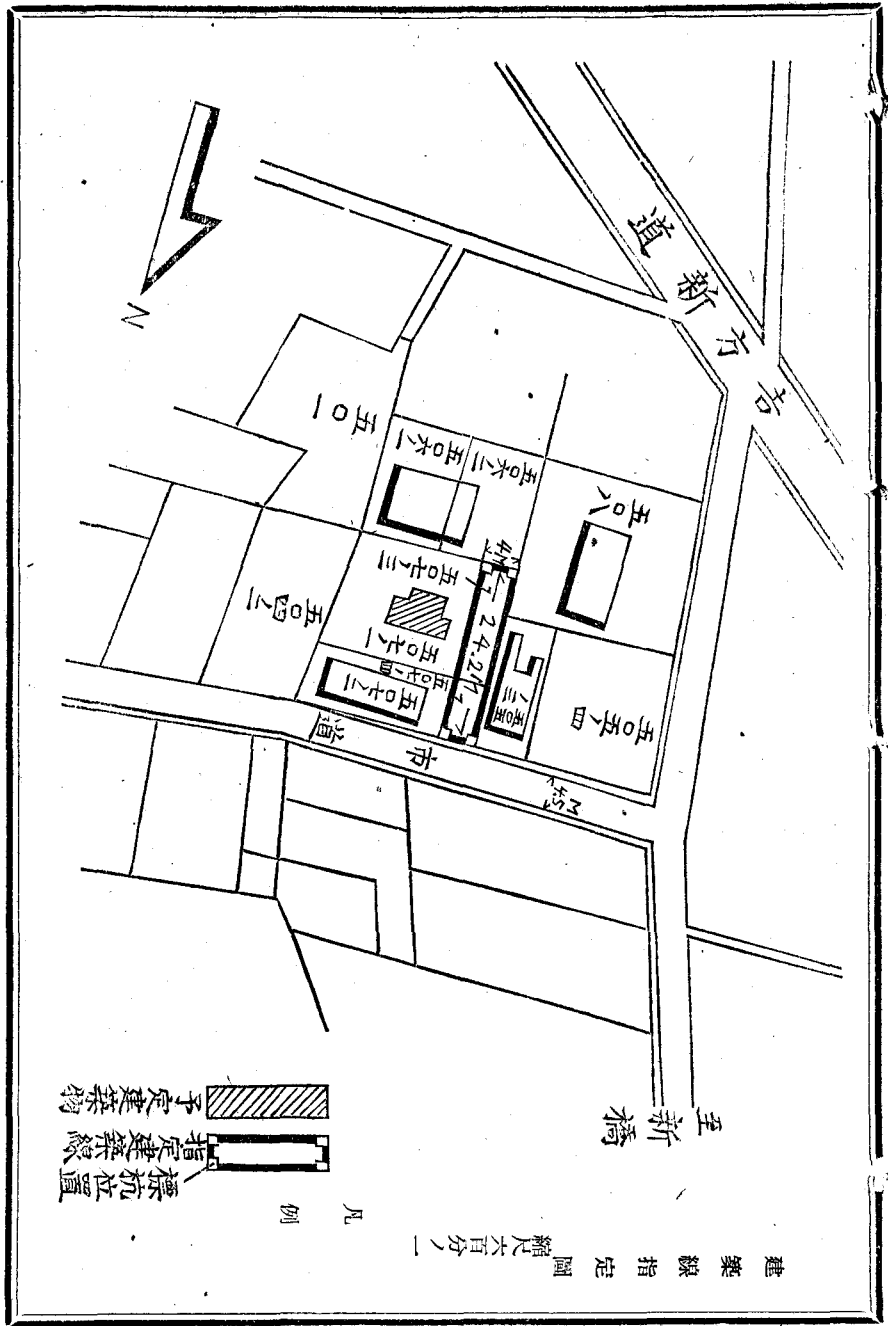
太田悅治

指定ノ場所 鳥取市吉方五〇七ノ三番地 宅地

建築線ノ延長 二四、二メートル

建築線ノ距離 四、〇メートル

左記圖面ノ通り



建築線指定圖 縮尺六百分の一

00262

鳥取縣告示第八百一號

產婆登錄名簿取消者左ノ如シ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

住所 鳥取縣西伯郡外江村一、六七七番地二

昭和十六年九月十日付朝鮮慶尙南道鎮海二葉町一五號ニ轉住ニ依リ
名簿取消方出願昭和十六年九月二十五日取消

足 立 ミ ド リ

鳥取縣告示第八百二號

產婆登錄名簿ノ訂正者左ノ如シ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

住所 東伯郡旭村大字本泉三一番屋敷

昭和十六年九月十日住所並開業地變更ニ依リ同月十五日付
名簿訂正方出願同月二十九日訂正

大 西 し づ 江

00263

鳥取縣告示第八百三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣紙工品商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ紙工品ノ販賣ヲ営ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	記號	銘柄	單位	卸賣業者最高販賣價格	單位	小賣業者最高販賣價格
防空カバー	甲號	籠燈型	一〇〇個	二五、三〇	一個	三〇
	乙二號	折疊型	同	二五、三〇	同	三〇
	乙二號	同	同	一五、四〇	同	一九
	丙號	袋型	同	一八、七〇	同	二三

00264

註 一 本表規格ハ左ニ依ルモノトス

(甲) 品名 籠燈型防空カバー

寸法 高サ六寸上部徑四寸五分底部口徑七寸五分

使用材料 口器具ハ取付式ニシテ陶器製、金屬製又ハベークライト製ニシテ胴、天井部ハクラフトポール三號一入

オンスノ兩面ニ模造紙(五〇听以上ノモノ)ヲ貼合シタルモノヲ使用シタルモノトス

内部ハ白色タルコト及内部天井部ハ耐火塗料ヲ以テ塗裝ヲ施シタルモノトス

(乙) 品名 折疊式防空カバー

寸法 一號 直徑八寸五分 底部口徑六寸

二號 直徑六寸五分 底部口徑四寸五分

蛇腹部ノ長サ最大伸長度ニ於テA七寸B五寸以上ノコト

使用材料 蛇腹部ハ羅紗紙(四六判百听)使用天井部及底部ハクラフトポール(一五オンス)使用シタルモノトシ

口器具ハ取付式ニシテ陶器製、金屬製又ハベークライト製トス

内部ハ白色ニシテ内部天井部ハ耐火塗料ヲ以テ塗裝ヲ施シタルモノトス

(丙) 品名 袋型防空カバー

寸法 丈一尺二寸 口徑七寸五分角

使用材料 上部ハフアイバー原紙一號(菊判一〇一听)使用シ羅紗紙(四六判百听)使用シタルモノトス

内部ハ白色ニシテ内部天井部ハ耐火塗料ヲ以テ塗裝ヲ施シタルモノトス

00265

8200

二 本表中 乙一號乙二號ハ生地色價格ニシテ銀色ヲ施シタルモノニアリテハ一〇〇個ニ付二圓以内加算スルコトヲ得
三 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
(ロ) 實施ノ日
昭和十六年十月七日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第八百四號

東伯郡鐵山耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年十月七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

正 誤

昭和十六年九月五日鳥取縣告示第七百七十七號注文洋服等最高賣買價格及注文洋服最高裁縫料指定中二〇頁三行目、同一二行目「仕立種別」ハ「仕上種別」ノ孰モ誤植

彙

報

秋期農村勞力對策

勞力合理化と潜在勞力活用へ
時局下農繁期を舉縣一致突破

(農務課)

稻の刈取・脱穀・籾摺・運搬、麥の畦立・整地・播種、それに晩秋蠶の諸作業と農家では秋季農繁に普通の年でもいくらあつても手の足らぬ時季が来たが、目下の時局に伴ふ勞力の不足は又格別なものがあつて、これに對する補給調整對策は極めて緊要なるものがある。

即ち本縣ではこの秋季農村勞力調整のため各種勞働力を合理化し、或は潜在勞働力を動員して時局下勞力對策に萬全を期することとして、共同作業、勤勞奉仕、移動による偏在勞働力の調節、婦人勞働の生産化、田園電化等あらゆる方途を講ずることとなつた。これが實施の根本方針としては町村内勞力の需給調整を主と

して、縣の指示した計畫書に基き各町村に於て自主的調整計畫を樹立して郡農會に提出せしめ、その勞力補給調整上各町村の實情に應じて適宜助成することとなつたのである。以下その主なる施設について大要を記す。

(一) 共同作業の普及指導

部落單位又は適當な區域の共同作業班を編成して班の共同作業を奨励し

稲作 | 刈取、脱穀、籾摺、運搬

麥作 | 整地、麥蒔

晩秋蠶 | 採桑、上簇、收繭

等の作業の能率を向上せしめる。これに對する助成は特別指導部落以外には一般町村には助成の途が開かれてゐない。

(二) 勤勞奉仕班の活動促進

現下の國情に鑑み、應召農家等勞力不足の家庭に對しては部落毎に勤勞奉仕の計畫を樹立し、その活動促進を圖つて應召家庭等の農業經營確保に努める。

勤勞奉仕班の活動はなるべく部落の共同作業と相平行せしめ、

00267

28

00266

合理的な計畫を樹立して其の實績を擧げるのであつて、勤勞奉仕施設に對する助成は本年度は市町村農會に助成金を交付するから農會は他團體と協力して一層指導の徹底を期せねばならない。助成金は一市町村當り平均十圓程度であつて、町村の計畫及び實情を考慮して重點主義を以て助成する。

(三) 移動勞働班の活動促進

養蠶地帯及び水田裏作の多い地方の勞力補給のため、町村内及び必要によつては町村外からの移動勞働計畫を樹立して實施する。

秋の移動勞働施設は町村の實情及び實績を審査し、町村内移動勞働に對しても助成する見込である。

(四) 畜力班の編成活動

役畜の多い地方から少い地方に移動せしめ、畜力の共同利用によつて麥の畦立・整地の勞力調整をなすため、各部落に畜力班を編成して其の活動を促進し、共同作業計畫に織込んだ合理的計畫の樹立指導をするのであつて、その編成にあつては次の事項に留意を要する。

- 1 一班當り牛三―五頭、人三―五人を以て編成すること
- 2 比較的役畜の多い部落では役畜の使用に馴れた者を組合せること

3 本施設實施上農會は畜産組合とも連絡の下に適切なる計畫を樹立すること

4 畜力班編成活動の外、極力既存畜力の利用を勸奨する

この施設に對しては一班當り五圓以内、諸人費に對しても其の實績を審査して助成する。

(五) 婦人勞働生産化施設の實施

現下農村勞力不足の實情からいつて、婦人の勞働能率を向上せしめることは最も緊要であるから、これに對して必要と認める次の施設を行ふ。

1 共同炊事

秋の作業は期間が長いので、最も多忙な時期を選定して其の効果を大ならしめるやう合理的な計畫を樹立するのであつて、この施設に對しては一ヶ所當り平均二十圓程度を助成する。

2 託兒所

秋季農繁期中適當な時期を選定して部落單位に實施するものであつて、助成は一ヶ所當り十圓程度である。

なほこの施設は稻刈、調整等の共同作業計畫に包含し、合理的に計畫を樹立して農村潜在勞働力の活用を努めることが大切である。

(六) 田園電化施設の實施
主として稻の脱穀調製作業能率増進の爲に、部落に於て既設の施設に對し、簡易な工作を施して電動機を原動力として脱穀攪摺機等の共同利用を普及せしめやうとするものであつて、一ヶ所當り三十五圓程度の助成を行ふ。尙具體案については會社と折衝中である。

(七) その他

農業機械移動配給調整施設 (既記)

農業機械移動修理班

青少年學徒の勤勞奉仕

工礦勞務者の一時歸農

都市潜在勞働力の活用

耕地の共同耕作及び共同管理

町村の勞力對策と増産推進隊員との連絡

等が計畫されてゐるが、勤勞奉仕班については無報酬三日以内とし、汽車賃等を要する場合は請入者の負擔とする。市街地婦人勞力の動員の當つては出勤日數三日以内とし、個人に對する勞賃の報酬等は支拂を行はず、作業終了後請入團體から出勤婦人團體に對して慰勞の意味に於て適當なる方法を講ずることとする。

工礦勞務者の一時歸農については、縣内工場は集團勤勞奉仕

無報酬三日以内を實施し、縣外工場は自宅歸農を原則とすることになつてゐる。

捨身の將士に親身の援護

第四回勞務動態調査

調査は九月三十日現在記入
報告期限本年は十一月十日

(職 業 課)

近く第四回勞務動態調査が實施される。この調査は勞務者の全部について其の員數・所在・異動の狀況等を調べ、時局下に於て政府の行はんとする諸勞務對策の基礎資料とするもので、極めて重要な調査である。

報告義務者はたとへ一人でも勞務者を雇つて居る者は凡て該當者であつて、會社・工場・商店は勿論一般家庭・飲食店・寺院・團體等の雇主又は管理者は凡て報告の義務がある。

こゝに勞務者といふのは原則として凡ての被備者、即ち雇はれ

てゐる者をいひ、肉體的勞働であると精神的勞働であると區別しない。従つて事務員・技術者・職工・礦夫・店員・小使・給仕・女中等すべてについて報告しなければならないのである。但し例外として勤務の場所が外地や外國に在る者・船員法の船員・醫師・齒科醫師・藥劑師・獸醫師・年齢十二歳未満又は六十歳以上の者・年俸又は月俸を受け其の月額百圓を超える事務従事者は報告を要しないことになつて居る。

次にこの調査期日は九月末日現在であつて、報告期限は十月十日が規則に依つて定められてゐるのであるが、國民登録の期日と重複して事務の繁雜を來すため、この調査の完璧を期し特に今回に限り報告期限は十一月十日迄といふことになつたのである。従つてこの第四回勞務動態調査の調査期日九月末日が経過しても報告義務者の手許に調査票用紙が届かないが、これは右のやうに報告期限が一ヶ月延びた爲であつて、遅くとも十月末日迄には全部配布される筈である。

特に注意して置きたい事は、調査期日はこれまで通り九月末日現在であるから九月末日に於ける該當事項を記入するのであつてこれを記入して置けば十一月十日迄に調査員が集めに行くのである。尙、もし十月末までに萬一報告義務者に用紙が配布されぬやうであれば、報告義務者は調査員又は市町村長に申し出で用紙の

配布を受けねばならない。

又、この報告を怠つたり虚偽の報告をすれば五百圓以下の罰金に處せられるから、判らぬことは調査員又は市町村役場或は國民職業指導所に問い合わせ、正確迅速にこの調査が出来ることを切望する次第である。

夏秋蠶第一回豫想收繭高

前年同期に比し二十二萬貫の減

(統 計 課)

本縣に於ける本年の夏秋蠶掃立數量は八十六萬四千九十二グラムであつて、之を前年の夏秋蠶掃立數量に比すれば二十二萬五千五百九十八グラム(二割八厘)を減少し、而して九月十日現在を以て調査したる夏秋蠶第一回豫想收繭高は四十五萬七千二百九十貫であつて、之を前年の夏秋蠶實收繭高に比すれば二十二萬二千六十二貫(三割二分五厘)の減少を示してゐる。

蓋し本年の夏秋蠶は掃立以來降雨持續し低温多湿であつたため全般的に硬化病の發生があり、又一部地方には新蠶微病の發生も

あつて生育不良であつたことと、掃立數量の減少とに依り前記の如き收購を見る豫想である。尚之を郡市別に示せば左の如くである。

郡市	蠶種掃立數量	第一回豫想收購高	前年蠶種掃立數量	前年實收購高	増減
鳥取市	一三、〇六六	六、五四〇	一三、〇六六	一、〇〇九	△
米子市	五、〇〇〇	三、八〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	△
岩美郡	二五、六五〇	一四、三〇〇	二五、六五〇	六、八四六	△
八頭郡	四、四七三	三、八八〇	四、四七三	三、〇五三	△
氣高郡	七〇、一七〇	元、〇〇〇	七〇、一七〇	九、〇六八	△
東伯郡	三三、一七〇	一七、六〇〇	三三、一七〇	六、四七五	△
西伯郡	三六、六四〇	一三、四〇〇	三六、六四〇	六、三三三	△
日野郡	一六、三三〇	八、一五〇	一六、三三〇	六、三三三	△
計	八〇、四三二	四七、七元〇	八〇、四三二	三三、〇二六	△

◎文部省推薦一般圖書

著者	書名	判別	頁數	定價
大谷敏治著	昭一六・五・二五	B判	四〇二頁	四〇二頁
三省堂發行	昭一六・五・二〇	B判	一圓六十錢	一圓六十錢
大谷武一著	昭一六・五・二〇	B判	一圓六十錢	一圓六十錢
日黒書店發行	昭一六・五・二〇	B判	一圓六十錢	一圓六十錢

書名	著者	判別	頁數	定價
△活かす隣組	生田花世著	B判	二五四頁	二五四頁
△上杉鷹山	鶴書房發行	著	四六頁	四六頁
△常識の科學性	宮越太陽堂書房發行	B判	二五七頁	二五七頁
△發明讀本	岩波書店發行	B判	一六二頁	一六二頁
△國史總論	東京日日新聞社發行	B判	二七九頁	二七九頁

兵器献納資源回收 運動醜出金報告 (第一回分)

町名	金額
西伯郡崎津村	一金二十二圓九十錢
八頭郡中私都村	一金參圓七十錢
八頭郡比村	一金二十二圓三十三錢
氣高郡中郷村	一金四圓六十六錢
東伯郡淺津村	一金九圓四十錢
西伯郡夜見村	一金七圓八十錢
西伯郡彦名村	一金十五圓
西伯郡縣村	一金三圓八錢
岩美郡大茅村	一金六圓十四錢
八頭郡用瀬町	一金九圓六十五錢
東伯郡難手村	一金十二圓二十八錢

昭和十六年十月七日印刷
昭和十六年十月七日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町